

介護老人保健施設シルバービレッジ 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)「ひばりの里」利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設シルバービレッジ(以下「当施設」という。)は、要介護状態(要支援状態)と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)を提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者(以下「扶養者」という。)は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設シルバービレッジ通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用同意書を当施設に提出したのち、令和7年4月1日から効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

- 2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行われない限り、初回利用時の同意書をもって、繰り返し当施設の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び扶養者又は代理人、成年後見人等は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画(介護予防サービス計画)にかかわらず、本約款に基づく通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び扶養者又は代理人、成年後見人等は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画(介護予防サービス計画)作成者に連絡するものとします。

但し、利用者が正当な理由なく、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)実施期間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者及び扶養者又は代理人、成年後見人等に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所リハビリテーションサービス(介護予防通所リハビリテーションサービス)の利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス計画(介護予防サービス計画)で定められた利用時間を超える場合
- ③ 利用者及び扶養者又は代理人、成年後見人等が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず15日間以内に支払われない場合
- ④ 利用者の病状、心身状態が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーションサービス(介護予防通所リハビリテーションサービス)の提供を超えると判断された場合
- ⑤ 利用者又は扶養者又は代理人、成年後見人等が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為や反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合

(利用料金)

- 第 5 条 利用者及び扶養者又は代理人、成年後見人等は、連帯して当施設に対し、本約款に基づく通所リハビリテーションサービス(介護予防通所リハビリテーションサービス)の対価として、別紙 2 の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
- 2 当施設は、利用者及び扶養者又は代理人、成年後見人等に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月 10 日に発行する。利用者及び扶養者又は代理人、成年後見人等は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の 20 日に引き落としとします。
- 3 当施設は、利用者又は扶養者又は代理人、成年後見人等から、1 項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び扶養者又は代理人、成年後見人等に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

- 第 6 条 当施設は、利用者の通所リハビリテーションサービス(介護予防通所リハビリテーションサービス)の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後 5 年間は保管します。
- 2 当施設、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

- 第 7 条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

- 第 8 条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙の 3 のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。
- ① サービス提供困難時の事業所間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所(地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕)等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のために必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

(緊急時の対応)

第 9 条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第 10 条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前 2 項のほか、当施設は利用者に対するサービス提供等により、事故が発生した場合は、市町村、利用者及び扶養者、資料者に係る居宅介護支援事業所(地域包括支援センター〔介護よ造支援事業所〕)等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(要望又は苦情の申出)

第 11 条 利用者及び扶養者は、当施設の提供する通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備え付けの用紙、管理者宛ての文書で 1 階ロビーに設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第 12 条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者又は代理人、成年後見人等は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第 13 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令にさだめるところにより、利用者又は扶養者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙1>

介護老人保健施設シルバービレッジのご案内
(令和7年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 医療法人社団 聖嶺会 介護老人保健施設シルバービレッジ
- ・開設年月日 平成4年3月31日
- ・所在地 茨城県笠間市南小泉977-1
- ・電話番号 0296-78-2211・ファックス番号 0296-78-2663
- ・管理者名 飯泉 俊雄
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (0853280022号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることが出来るように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)や、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設シルバービレッジの運営方針]

「新しい高齢者介護システムを求める社会情勢の変化を踏まえて、介護を要する高齢者に対し、地域社会や家庭と密接な関係を図りつつ、明るく家庭的な雰囲気の元に、医療ケアと日常サービスの連携を行い、一日も早い自立と社会復帰を支援する」

(3) 施設の職員体制

- | | |
|-----------------------|--------------|
| (1) 管理者 | 1人(医師と兼務) |
| (2) 医師 | 1人以上(管理者と兼務) |
| (3) 薬剤師 | 1人以上 |
| (4) 看護職員 | 9人以上 |
| (5) 介護職員 | 25人以上 |
| (6) 支援相談員 | 2人以上 |
| (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 | |
| ・理学療法士 | 2人以上 |
| ・作業療法士 | 1人以上 |
| ・言語聴覚士 | 1人以上 |
| (8) 栄養士 | |
| ・管理栄養士 | 1人以上 |
| ・栄養士 | 1人以上 |
| (9) 介護支援専門員 | 1人以上 |
| (10) 事務員 | 3人以上 |
| (11) 調理員 | 7人以上 |
| (12) 施設管理 | 1人以上 |

(4) 入所定員等 ・定員 100名

- ・療養室 個室 6室、2人室 15室、4人室 16室

(5) 通所定員 20名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 通所リハビリテーション計画(介護予防通所リハビリテーション計画)の立案
- ③ 食事(食事は原則として食堂でおとりいただきます。)
昼食 12時00分～12時30分
- ④ 入浴(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には機械浴槽で対応します。但し、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- ⑤ 医学的管理・看護
- ⑥ 介護
- ⑦ リハビリテーション
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑩ 行政手続代行
- ⑪ その他

* これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力いただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
 - ・名 称 医療法人社団 聖嶺会 立川記念病院
 - ・住 所 茨城県笠間市八雲2-12-14
- ・協力歯科医療機関
 - ・名 称 デンタルクリニック泉川
 - ・住 所 茨城県笠間市鯉淵6740-10

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」ご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・ 飲酒・喫煙は施設内ではご遠慮ください。
- ・ 火気の取り扱い厳禁といたします。
- ・ 設備・備品の利用は職員の指示に従ってください。
- ・ ペットの持ち込みはご遠慮ください。
- ・ ほかの利用者への迷惑行為は禁止致します。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、防火シャッター
- ・防災訓練 年2回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。
(電話 0 2 9 6 - 7 8 - 2 2 1 1)又は笠間市役所 高齢福祉課 (電話 0 2 9 6 - 7 7 - 1 1 0 1)
又は、茨城県国民健康保険団体連合会 介護保険苦情相談室 (電話 0 2 9 - 3 0 1 - 1 5 5 0)

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、1階ロビーに備え付けられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

(別紙2)

通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)「ひばりの里」について
(令和7年4月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)についての概要

通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)については、要介護者(要支援者)の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画(介護予防サービス計画)に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって通所リハビリテーション計画(介護予防通所リハビリテーション計画)が作成されますが、その際、利用者・扶養者(ご家族)の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 通所リハビリテーションの基本料金

- ① 施設利用料(介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度および利用時間によって利用料が異なります。以下は、1日当たりの自己負担分です。)

[6時間以上7時間未満]

・要介護1	715単位
・要介護2	850単位
・要介護3	981単位
・要介護4	1137単位
・要介護5	1290単位

- ② 入浴介助加算 40単位/日

- ③ リハビリテーション提供体制加算 24単位/日

- ④ リハビリテーションマネジメント加算 (ハ) 開始月から6月以内 793単位/日
開始月から6月以降 473単位/日

医師が利用者またはその家族に説明した場合上記に加え270単位

- ⑤ 短期集中個別リハビリテーション実施加算:

退院(所)日又は認定日から起算して3月以内 110単位/日

- ⑥ 口腔・栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度) 20単位/日

- ⑦ 科学的介護推進体制加算 40単位/日

- ⑧ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位/日

- ⑨ 移行支援加算 12単位/日

- ⑩ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)

所定単位数に8.3%を乗じた単位数

※ 1単位当たり10.17円の計算になります。(笠間市は7級地のため)

(2) 介護予防通所リハビリテーションの基本料金

施設利用料(要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。以下は1月当たりの自己負担分です。)

- | | | | |
|---|--------------------------|-------------|----------|
| ① | ・要支援1 | 2, 268 単位/月 | |
| | ・要支援2 | 4, 228 単位/月 | |
| ② | 一体的サービス提供加算 | | 480 単位/月 |
| ③ | 口腔・栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度) | | 20 単位/月 |
| ④ | 科学的介護推進体制加算 | | 40 単位/月 |
| ⑤ | サービス提供体制強化加算(Ⅲ) | 要支援1 | 24 単位/月 |
| | | 要支援2 | 48 単位/月 |
| ⑥ | 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) | | |

所定単位数に 8.3% を乗じた単位数

※ 1 単位当たり 10.17 円の計算になります。(笠間市は 7 級地のため)

(3) その他の料金

- | | | | |
|---|--------|-------------|---------|
| ① | 食費 | 昼食 | 650 円/日 |
| ② | 日常生活品費 | シャンプー、石鹸等 | 150 円/日 |
| ③ | 教養娯楽費 | レクリエーション材料等 | 150 円/日 |

(4) 支払い方法

毎月 10 日に、前月分の請求書を発行します。その月の 20 日に引き落としさせていただきます。
引き落とし確認後に領収書を発行いたします。

<別紙 3>

個人情報の利用目的
(令和 7 年 4 月 1 日現在)

介護老人保健施設シルバービレッジでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所棟の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業所等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払期間又は保険者からの紹介への回答
- ・損害補償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業所等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

**介護老人保健施設シルバービレッジ
通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)「ひばりの里」
利用同意書**

介護老人保健施設シルバービレッジの施設通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)を利用するにあたり、介護老人保健施設の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用約款及び別紙１、別紙２及び別紙３を受領し、これらの内容について、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所

氏 名

印

<扶養者>

住 所

氏 名

印

介護老人保健施設シルバービレッジ
管理者 飯泉 俊雄殿

【本約款第９条２項緊急時及び第１０条３項事故発生時の連絡先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	